

令和元年（2019年）9月定例議会  
提出議案市長説明要旨（元年9月2日）

本定例議会に提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第61号 令和元年度横須賀市一般会計補正予算(第2号)は、4億8,474万4千円を増額し、予算総額を1,674億4,843万4千円とするものです。

今回の補正の内容として、第1は、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故が全国的にも後を絶たないなか、事故の防止を図るため、急発進防止装置の取り付けに対して助成するための経費を計上するものです。

第2は、昨年から実施している危険なブロック塀の撤去等への助成制度について、当初の想定件数を上回る見込みのため、経費を増額計上するものです。

第3は、10,000メートルプロムナードの新たな魅力を創造、発信するため、新港地区にアートウォールを設置するための経費を計上するものです。

第4は、中央公園の魅力向上のため、老朽化した施設の更新とバリアフリー化の推進、及び既存の平和モニュメントのリニューアルを行うための経費を計上するものです。

第5は、公の施設の使用料等の見直しに伴い、施設予約システムを改修するための経費を計上するものです。

第6は、コミュニティセンターの有料化に向けて、各センターにおいてサービスレベルの均一化を図るため、必要な修繕、及び備品購入等を行うための経費を計上するものです。

第7は、電話交換業務の効率化を図るため、コールセンターとあわせて運営するための経費を計上するものです。

第8は、追浜駅前の乗換機能を強化するため、交通需要や必要な施設整備等について検討し、基本構想案を作成するための経費を計上するものです。

第9は、市内環状線の整備において、用地交渉が進んだため、必要な経費を増額計上するものです。

第10は、母子保健・予防接種システムの改修について、マイナンバーとの情報連携に係る経費が国庫補助の対象となることが示されたため、前倒しして実施するための経費を計上するものです。

第11は、三浦市が建設している一般廃棄物最終処分場の建設工事において、契約変更が生じたため、本市の負担金を増額するものです。

第12は、市営住宅家賃の算定誤りについて、その還付及び追加徴収を行うための経費を計上するものです。

また、歳入予算については、これら所要経費の財源として、使用料手数料、国庫支出金及び市債を補正するとともに、一般財源所要額については、前年度からの繰越金を充当するものです。

次に繰越明許費については、以上ご説明した事業の中で年度内に完了することが困難な事業について設定するもののほか、中学2年生を対象としたピロリ菌検査・除菌事業について、除菌後の判定検査に十分な期間を確保するため、新たに設定するものです。

また、債務負担行為については、母子保健・予防接種システムの改修に設定した債務負担行為を廃止するものです。

議案第62号は、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第63号は、公の施設の使用料等の見直し並びに消費税法の改正及び地方税法の改正に伴い、使用料等を改定するため、文化会館条例等を改正するものです。

議案第64号は、消費税法の改正及び地方税法の改正に伴い、使用料等を改定するため、ベイスクエア・パーキング条例等を改正するものです。

議案第65号は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付するために必要な規定を設けること、及び所要の条文整備をする

ため、条例を改正するものです。

議案第66号は、新たにコミュニティセンターの使用料等の規定を設けること、及び所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第67号は、住民基本台帳法の改正に伴い、除票の写し等の交付手数料を設けること、消費税法等の改正に伴い、犬の予防注射等の手数料を改めること、粗大ごみの収集等手数料の一部を廃止すること、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を改めるため、条例を改正するものです。

議案第68号は、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び種類の規定を設けること、臨時的任用職員の給与の規定を改めること、及び所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第69号は、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の規定を設けること、及びその他所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第70号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、乳児院等に係る職員の基準及び児童指導員の資格の規定を改めること、及び所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第 7 1 号は、土地利用行為に関する規定を改めること、及び所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第 7 2 号は、特定建築等行為に関する規定を改めること、及び所要の条文整備をするため、条例を改正するものです。

議案第 7 3 号は、都市計画法第 2 9 条第 1 項の許可を受ける行為を同時に又は連続して行おうとする区域を、一体的な土地利用行為区域とみなすこととするため、条例を改正するものです。

議案第 7 4 号、及び第 7 5 号は、一般廃棄物の処理に関する事務の委託及び受託について三浦市と協議をするため、地方自治法の規定により提出するものです。

議案第 7 6 号は、市道路線 1 路線を廃止するものです。

議案第 7 7 号は、（仮称）横須賀市学校給食センターの整備運営に関する設計・建設等請負契約を締結しようとするものです。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決いただくようお願い申し上げます。